

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

### 【整理番号 1】

#### 1 施設の概要

|                            |                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称                     | 米子市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）                                                                                                                                                          |
| (2) 所在地                    | 米子市東福原八丁目 2 4 番 3 1 号                                                                                                                                                             |
| (3) 構造                     | 鉄骨鉄筋コンクリート造り<br>地上 1 階建て                                                                                                                                                          |
| (4) 敷地面積                   | 7, 6 9 3 平方メートル                                                                                                                                                                   |
| (5) 建築面積                   | 9 9 9 平方メートル                                                                                                                                                                      |
| (6) 開館日                    | 昭和 5 7 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                  |
| (7) 主な施設内容                 | 音楽室（大・小）・集会室・軽運動室・料理講習室・和室・講習室・図書室・駐車場約 2 0 台                                                                                                                                     |
| (8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）    | ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行い、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設として設置されている。                                                         |
| (9) 施設の現状                  | ホームは、主として、福利厚生施設に恵まれない中小企業等に働く青少年のための、スポーツ、レクリエーション、文化教養等健全な余暇活動の場として利用されている。                                                                                                     |
| (10) 施設の運営状況（平成 2 7 年度）の概要 | ア 使用許可件数 2, 9 3 1 件<br>イ 利用者数 2 0, 5 9 5 人<br>ウ 使用料収入額 1, 0 4 5 千円<br>エ 主な自主事業及びその収入額<br>勤労青少年のための各種教養講座（無料）<br>オ 管理運営費（支出額の合計） 1 2, 9 7 0 千円<br>※別添の「平成 2 7 年度米子市勤労青少年ホーム運営状況」参照 |

#### 2 制度適用方法

##### (1) 指定の期間

平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日（3 年間）

##### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア ホームの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃

(イ) 施設等の警備

(ウ) 冷暖房装置の操作

(エ) 敷地内の除草等の環境整備

(オ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット利用料、下水道使用料、燃料費等）の支払

イ ホームの施設等の利用に関すること。

(ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付

(イ) 各種届出書の受付

(ウ) 利用者の応接

ウ ホームの利用の促進に関すること。

広報活動の実施

エ ホームの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

(ア) 勤労青少年のための教養講座の企画及び実施

(イ) その他自主事業の企画及び実施

オ その他管理業務のうち、次に掲げるもの

(ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備

(イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置

(ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置

(エ) 事業報告書の作成及び提出

(オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出

(カ) ホームの施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出

(キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市勤労青少年ホーム運営委員会への出席

(ク) その他管理業務に係る庶務、経理等の事務  
ア 施設等の維持管理

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市勤労青少年ホーム運営委員会の開催

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

### (6) その他の条件

ア 指定管理者は、アイカム株式会社の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号2】

1 施設の概要

(1) 米子市万能町駐車場

|                              |                                                                                                                                            |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 名称                         | 米子市万能町駐車場（以下「万能町駐車場」という。）                                                                                                                  |
| イ 所在地                        | 米子市万能町87番地                                                                                                                                 |
| ウ 構造                         | 管理棟 木造平屋建 2棟 28.35平方メートル<br>車庫 鉄骨造平屋建 9棟 1,006平方メートル                                                                                       |
| エ 総面積                        | 3,428.71平方メートル                                                                                                                             |
| オ 供用開始日                      | 昭和63年4月1日（県営駐車場としては昭和46年度）                                                                                                                 |
| カ 収容台数                       | 自動車116台                                                                                                                                    |
| キ 施設の設置目的                    | 万能町駐車場は、米子駅にほど近い米子市万能町に位置し、米子駅周辺地区に駐車場を設置することで、同地区の駐車施設不足を解消し、路上駐車による交通混雑の緩和、道路交通の円滑化、さらには、来街者の利便性の向上を図り、もって、都市機能を維持、増進させることを目的として設置されている。 |
| ク 施設の現状                      | 万能町駐車場は、通勤者や周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。                                                                                                         |
| ケ 施設の運営状況<br>（平成27年度）<br>の概要 | (ア) 利用台数 普通駐車 23,221台<br>定期駐車 1,072台<br>(イ) 使用料収入額 20,670千円<br>(ウ) 管理運営費（建物損害保険料等市が直接支出したものを除く。）<br>2,576千円                                |

(2) 米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場

|           |                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 名称      | 米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）<br>米子駅前地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）                                 |
| イ 所在地     | 米子市弥生町2番地                                                                            |
| ウ 構造      | 鉄筋コンクリート造<br>地下2階2層 機械式（一部自走式）                                                       |
| エ 総面積     | 9,350.78平方メートル                                                                       |
| オ 供用開始日   | 地下駐車場 平成8年4月22日<br>地下駐輪場 平成8年6月11日                                                   |
| カ 収容台数    | 地下駐車場 自動車 200台<br>地下駐輪場 自転車 1,000台<br>（自転車 980台、原動機付自転車 20台）                         |
| キ 施設の設置目的 | 地下駐車場は、米子駅前に駐車場を設置することで、周辺地区の駐車施設不足を解消し、路上駐車による交通混雑の緩和、道路交通の円滑化、さらには、来街者の利便性の向上を図り、も |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | <p>って、交通結節点としての都市機能を維持、増進させることを目的として設置されている。</p> <p>地下駐輪場は、米子駅前に駐輪場を設置することで、周辺地区における自転車等の放置を防止し、安全性及び美観の確保、さらには、来街者の利便性の向上を図り、もって、交通結節点としての都市機能を維持、増進させることを目的として設置されている。</p>                                                                                                                                                       |
| ク 施設の現状                      | <p>地下駐車場は、ＪＲ等利用者、通勤者、周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。</p> <p>機械式駐車設備の老朽化により、機械式駐車区画の一部の供用を停止しているため、現時点における実質の収容台数は、９５台である。</p> <p>また、指定期間内に、機械式駐車設備を撤去し、全面を自走式駐車区画にする改修工事を予定している。改修工事の概要（予定）は以下のとおりである。</p> <p>① 工事実施時期 未定</p> <p>② 工事期間（供用休止期間） ８か月程度の見込み</p> <p>③ 改修後の収容台数 自動車 １０２台</p> <p>地下駐輪場は、ＪＲ等利用者、通勤・通学者、周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。</p> |
| ケ 施設の運営状況<br>（平成２７年度）<br>の概要 | <p>(ア) 利用台数</p> <p>地下駐車場 普通駐車 １４３，１８８台</p> <p>定期駐車 ３６０台</p> <p>地下駐輪場 一時駐輪 １２，７３０台</p> <p>定期駐輪 １，２７７台</p> <p>(イ) 駐車料金（保管料金）収入額</p> <p>地下駐車場 ３１，３１３千円</p> <p>地下駐輪場 ７，８９１千円</p> <p>(ウ) 管理運営費（建物損害保険料等市が直接支出したものを除く。）</p> <p>地下駐車場 ３６，３７５千円</p> <p>地下駐輪場 １３，４４６千円</p>                                                                  |

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の運営

イ 施設等の維持管理

ウ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、供用時間（入出場時間）の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・使用料等については、別途徴収を委託（指定管理者は、使用料等をその収入として収受することはできない）

エ 利用の促進

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者1人を、これを補佐する者1人を置く。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 市が主催する事業の企画及び実施

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

### (6) その他の条件

ア 指定管理者は、星光ビル管理株式会社の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 地下駐車場は、指定の期間内に改修工事を実施する予定